



豊かな水環境の保全に、ご協力を

下水道使用料の改定について

はじめに

23年9月から4回シリーズで市の下水道事業(汚水処理)について、その概要と財政状況・問題点、最新の技術開発の動向をご紹介します。この中で、名水百選に選ばれた落合川なども含めた市の豊かな水環境の保全のため、埋設されてから約50年と耐用年数に近づいた下水道管(下図1参考)の修繕、更新・地震対策事業(汚水処理)などの事業を継続的に実施して行かなければならないことをご知らせしました。

これまでの取り組み

市では、下水道の健全な運営に向け、昭和39年から下水道施設の建設に要した費用のうち、毎年多額の返済をしている高金利の企業債(借金)について、低金利への借り換えを行うため、職員数の削減や組織変更、未水洗化世帯への下水道接続活動の強化など、業務の改善を行うことを盛り込んだ「下水道事業経営健全化計画書」(概要は市ホームページに掲載)を国へ提出しました。その後、高金利の企業債から低金利への借り換えを行い、19年度から同計画書に沿って、下水道事業を実施してきました。

汚水処理については、受益者負担の原則から、市民の皆さんの下水道使用料による財源で賄うこととなっています。これからも安全で安心な暮らしを支えている下水道施設を維持していくためには、下水道使用料の改定も視野に入れた下水道経営について、検討していかなければなりません。下水道の経営では、地方財政法上、道路の修繕や改修を行う会計部門とは別の特別会計を設け、市民の皆さんの下

水道使用料により、下水道施設の修繕や下水処理場(東京都管理)の維持管理事業などを行っています。市では、下水道の健全な運営に向け、昭和39年から下水道施設の建設に要した費用のうち、毎年多額の返済をしている高金利の企業債(借金)について、低金利への借り換えを行うため、職員数の削減や組織変更、未水洗化世帯への下水道接続活動の強化など、業務の改善を行うことを盛り込んだ「下水道事業経営健全化計画書」(概要は市ホームページに掲載)を国へ提出しました。その後、高金利の企業債から低金利への借り換えを行い、19年度から同計画書に沿って、下水道事業を実施してきました。

これから取り組み

今後は、この一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指し、今後10年間で、汚水処理に要する財源である下水道使用料収入の割合合いを、現在の77%から100%にし、下水道経営の健全化を図るため、下水道使用料の改定も含めた経営検討を23年度から行ってきました。この検討を行うに当たり、学識経験者や公募による市民参加の委員で構成した「下水道使用料等検討委員会」を設置し、市が置かれている下水道の状況をさまざまな視点から検討した結果、下水道使用料の改定について「下水道事業のさらなる健全化に向けた対策が必要である」という認識から、下水道使用料の適正計画係数470・7758へ

図2 汚水処理にかかる経費(23年度決算)

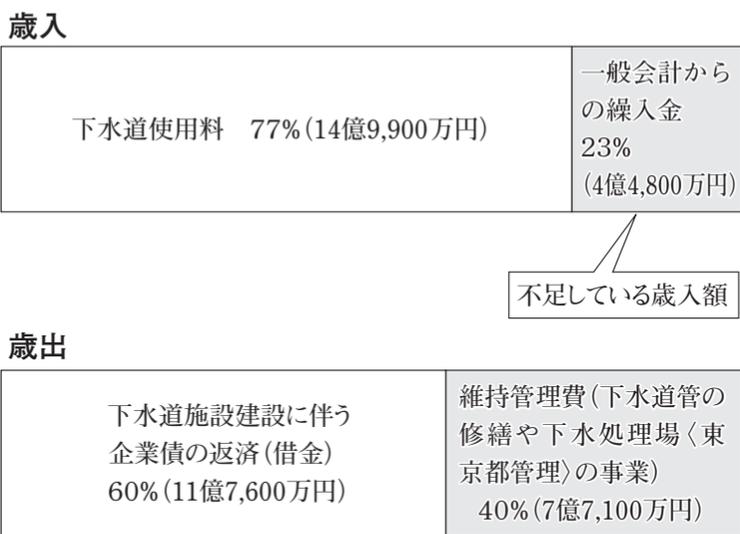
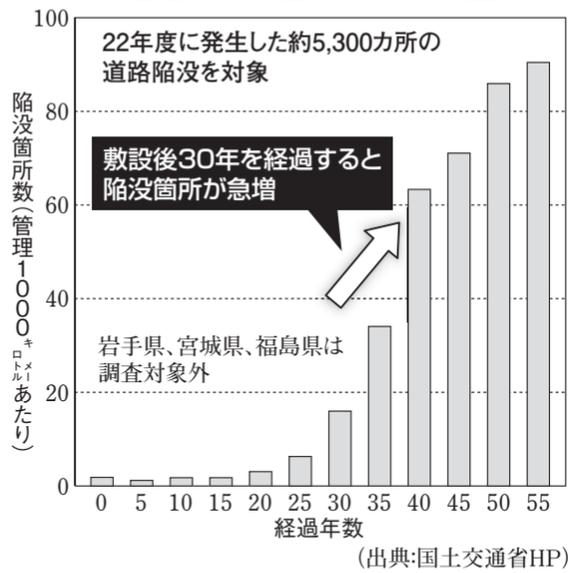


図1 経過年数別道路陥没件数(全国)



都営住宅の入居者を募集します

募集します

都営住宅の入居者を11月1日(木)から募集します。申し込み資格など、詳細は募集案内をご覧ください。

- 【申し込み資格】** 次の通り
 - (1) 家族向け
 - ① 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
 - ② 同居親族がいること
 - ③ 世帯の所得が所得基準内であること
 - ④ 住宅に困っていること
 - ⑤ 暴力団員でないこと
 - (2) 単身者向け
 - ① 都内に3年以上居住している60歳以上またはその他の条件を満たす単身者であること
 - ② 現に同居している親族がないこと
 - ③ 所得が定められた基準内であること
 - ④ 住宅に困っていること
 - ⑤ 暴力団員でないこと
 - (3) 定期使用住宅(若年ファミリー向け)
 - 家族向けの申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が40歳未満であること
 - ②世帯構成が夫婦のみ
 - ③世帯または夫婦および子の世帯であること
 - (4) 定期使用住宅(多子世帯向け)
 - 家族向けの申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が45歳未満であること
 - ②世帯構成が夫婦および子の世帯であること
 - ③世帯に18歳未満の子が3人以上(うち最低1人は小学校5年生以上)いて、全員が都営住宅に入居できること
 - ※(3)・(4)の定期使用住宅とは、10年に限り入居できる住宅です。
 - (5) 若年ファミリー向け
 - 申し込み資格は、定期使用住宅(若年ファミリー向け)と同じ

【申込用紙などの配布】土曜・日曜日、祝日を除く11月1日(木)～9日(金)の午前8時半～午後5時に、都市計画課(市役所5階、上の原滝山・ひばりが丘の各連絡所、東部地域センター、東京都住宅供給公社募集センター、同公社の各窓口、都庁、センター、都庁、

11月1日～25年1月31日は 寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。有権者が寄附を求めることも禁止されています。これに違反すると処罰されます。政治家は有権者に寄附を「贈らない!」、有権者は政治家に寄附を「求めない!」政治家から有権者への寄附は

年末調整などの 説明会を開催します

説明会を開催します

給与の支払者を対象に、24年分年末調整や法定調書などの作成について、説明会を開催します。

- 【日時】** 11月9日(金)午後1時半～3時半
- 【会場】** 市役所7階701会議室
- 詳しくは都市計画課470・7762または同公社募集センター40570・010810(11月1日～9日)その他の期間は03・3498・8894。いずれも土曜・日曜日、祝日を除く。
- 当日直接会場へ(車で来場は遠慮ください)。
- ※源泉所得税の納付は「e-Tax(インターネット)」の利用が便利です。詳細は同ホームページ(https://www.e-tax.jp)を参照してください。
- 詳しくは東村山税務署法人課税第2部門042・394・6811(音声案内に従って「2」番を選択してください)または市課税課市民係470・7777(内線2331～2337)へ。



国民年金(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。対象は、その年の1月1日～12月31日に納付した保険料です。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、

老齢厚生年金などの 受給者の方へ 扶養親族等申告書 が送付されます

国民年金や厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢または退職を支給事由とする年金は雑所得